

お知らせ

函 病 管 庶

令和 8 年 (2026 年) 8 月 3 1 日

報 道 機 関 各 位

函館市病院局管理部庶務課

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、
お知らせいたします。

〒041-8680

函館市港町1丁目10番1号

函館市病院局

管理部庶務課庶務係

TEL 0138-43-2000 内線 4202

FAX 0138-43-4434

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

該当職員の所属等	所属 病院局・一般職 年代 20代
違反日時	令和8年6月8日 午前0時10分頃
事案の概要	当該職員は、私用により自家用車で茅部郡森町字赤井川187番付近道路を走行中、警察車両に停止指示を受け、法定速度超過違反（38km毎時超過）で検挙された。
処分内容	減給1月10分の1
処分年月日	令和8年8月31日

担当 函館市病院局管理部庶務課 熊木 電話 43-2000(内線 4202)